

## 平成30年第2回御宿町議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成30年6月15日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第 1号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 3号 御宿町防災業際無線屋外子局デジタル化工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 4号 財産の交換について
- 日程第 9 議案第 5号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 8号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 御宿町出産育児金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 御宿町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 御宿町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

日程第 18 議案第 14 号 平成 30 年度御宿町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 議案第 15 号 平成 30 年度御宿町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する  
請願書

日程第 21 請願第 3 号 「国における平成 31（2019）年度教育予算拡充に関する意  
見書」採択に関する請願書

---

本日の会議に付した事件

日程第 21 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発議第 2 号 御宿町長石田義廣の辞職勧告決議案について

追加日程第 2 発議第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第 3 発議第 4 号 国における平成 31（2019）年度教育予算拡充に関する意  
見書の提出について

---

出席議員（12名）

1 番	瀧口 義雄 君	2 番	北村 昭彦 君
3 番	堀川 賢治 君	4 番	大地 達夫 君
5 番	滝口 一浩 君	6 番	貝塚 嘉軼 君
7 番	伊藤 博明 君	8 番	土井 茂夫 君
9 番	大野 吉弘 君	10 番	石井 芳清 君
11 番	高橋 金幹 君	12 番	小川 征 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石田 義廣 君	副 町 長	横山 尚典 君
教 育 長	齊藤 弥四郎 君	総 務 課 長	大竹 伸弘 君
企画財政課長	田邊 義博 君	産業観光課長	殿岡 豊 君
教 育 課 長	金井 亜紀子 君	建設環境課長	埋田 禎久 君
税務住民課長	斎藤 浩 君	保健福祉課長	渡辺 晴久 君

会 計 室 長 岩 瀬 晴 美 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 野 信 次 君 主 事 鶴 岡 弓 子 君

---

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時55分)

---

◎動議の提出

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

御宿町長石田義廣の辞職勧告決議を動議を提出いたします。

○議長（大地達夫君） ただいま10番、石井芳清君から本案に対して御宿町長辞職勧告決議案の動議が提出されました。

賛成の方がおりますので、この動議は成立いたしました。

議会運営委員会を開催するために、暫時休憩いたします。

(午前 9時56分)

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時28分)

---

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） 休憩前に提出された町長辞職勧告決議案の動議は、会議規則第16条の要件を満たしておりますので、追加日程として直ちに議題といたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） お手元に決議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

(決議案配付)

○議長(大地達夫君) 決議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) なしと認めます。

それでは、追加日程、石田義廣御宿町長辞職勧告決議案について議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

10番、石井芳清君。

(10番 石井芳清君 登壇)

○10番(石井芳清君) 発議第2号。

平成30年6月15日。

御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。

賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼、伊藤博明、滝口一浩、大野吉弘、瀧口義雄。

御宿町長石田義廣の辞職勧告決議案について。

上記の決議案を別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出します。

記。

(提案理由) 1、定例会においてたび重ねて町民の名誉及び人権を傷つける発言を行った御宿町長石田義廣は、その地位にあることが不適任であるため。

2、平成30年第1回定例会において、御宿町議会の総意により、平成30年度一般会計予算を修正可決したことを無視したことは、二元代表である御宿町議会の議決への冒瀆であり、地方自治法を逸脱する行為は、容認することはできない。

3、地方自治法第210条に基づく平成30年度一般会計予算に計上のない2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業を独断で、また、秘密裏に実行していた。

よって、本議会は、石田義廣御宿町長が社会的責任を真摯に受けとめ、速やかに2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の中止と、御宿町長石田義廣の辞職を求め、本決議案を提出するものです。

以上です。

全員の賛成を求めます。ありがとうございました。

○議長(大地達夫君) これより質疑に入ります。

本決議案に質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

追加日程、石田義廣御宿町長辞職勧告決議案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(大地達夫君) 起立多数です。

よって、追加日程、石田義廣御宿町長辞職勧告決議案は原案のとおり可決することに決しました。

本日、議会だより編集のため、場内の写真撮影を許可しております。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

---

### ◎一般質問

○議長(大地達夫君) 日程第1、これより一般質問に入ります。

昨日からの一般質問の残り時間は79分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について、3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問は認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

発言を許可します。

---

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 石井芳清君 登壇）

○10番（石井芳清君） 先ほどは一般質問の内容であります。基づく石田義廣の辞職勧告決議案について、ご賛同いただきましてありがとうございました。

石田義廣氏に対する一般質問は、辞職勧告決議が決定をいたしましたので、私は取り下げさせていただきます。

議長に許可を求めます。

○議長（大地達夫君） 一般質問の取り下げの申し出がありました。

これを許可します。

○10番（石井芳清君） ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で、10番、石井芳清君の一般質問を終了いたします。

---

◎報告第1号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第2、報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

田邊企画財政課長の報告を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成29年度御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

2ページの繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容につきましては、平成30年第1回定例会にて議決いただきました繰越明許費と同様であり、事業費及びその財源について繰り越し手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

事業ごとに説明させていただきます。

2款総務費、3項戸籍住民台帳費の個人番号カード交付事業補助金は、年度内に発行したカ

ードに係る補助金が翌年度に交付されるため、これに対する町からの事業費補助金89万6,000円を繰越明許費に設定したものであり、繰越明許費と同額の89万6,000円を繰り越しました。財源は、当該事業費に充てるために、前年度から繰り越した国庫補助金及びカード再交付のための一般財源でございます。

3款民生費、2項児童福祉費の旧岩和田保育所解体事業は、地域の繁忙期である夏季前に事業を完了させるため、いち早く事業に着手したく、平成29年度御宿町一般会計補正予算（第7号）にて追加補正予算の承認をいただき、繰越明許に設定したものであり、繰越明許費と同額の2,980万8,000円を繰り越しました。財源は、当該事業費に充てるために、前年度から繰り越した地方債及び一般財源でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費の文教橋補修工事は、河川管理者との協議に時間を要し、工事が平成29年度内に終わらない見込みとなったため、平成29年度内の支出予定額を除いた1,900万円を繰越明許に設定したものであり、同額の1,900万円を繰り越しました。財源は、当該事業費に充てるため、前年度から繰り越した国庫補助金、地方債及び一般財源でございます。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧工事は、工期を平成30年12月までと見込んでいることから、事業費の全額である300万円を繰越明許に設定したものであり、全額の300万円を繰り越しました。財源は、当該事業費に充てるために、前年度から繰り越した国庫負担金、地方債及び一般財源でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第3、報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

田邊企画財政課長の報告を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成29年度御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

2ページの事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費の弁護士委託でございますが、訴訟弁護士委託について繰り越しを行うもので、妨害排除等請求事件に係る訴訟が年度内に完了しなかったことから、支出負

担行為額75万6,000円を事故繰り越ししたものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） 以上で報告第2号を終了いたします。

---

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

平成30年9月30日をもちまして、任期満了となります人権擁護委員、江澤勝昌氏を引き続き同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

江澤勝昌氏の略歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

諮問第1号は適任とすることで答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任とすることで答申することに決しました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

平成30年6月30日をもって任期満了により退任されます御宿町教育委員会委員、竹内達哉氏

にかわり、新たに三上雄二氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては、別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、平成30年7月1日より平成34年6月30日までの4年間でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、御宿町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で

専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

主な内容は、法人住民税に関する延滞金の計算方法、固定資産税では課税標準の特例、わがまち特例の拡充及び土地の負担調整措置の3年延長など、規定の整備を行うため、税条例の一部を改正するものです。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第20条、年当たりの割合の基礎となる日数について、この条は延滞金を計算する場合の日数を年間365日と定めていますが、延滞金を規定する条文に改正があり、引用条文の整理をするほか、文言の整理をするものです。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲及び第31条、均等割の税率については、文言の整理をするものです。

2 ページからの第36条の2、町民税の申告については、町内に住所を有する個人が県知事や県教育委員会が所管する教育など、公益の増進のための事業に支出した特定寄附金の控除を受ける場合の申告の規定を、第5号の次に追記し、第6号とし、第6号から第8号を繰り下げ、第7号から第9号と整備をするほか、文言の整備を行うものです。

第47条の3、特別徴収義務者については、文言の明確化の整備を行うものです。

3 ページから4 ページに続きます第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等について、第3項の読みかえ規定に特別徴収義務者を追記するほか、引用条文の整備及び文言の整備をするものです。

4 ページから6 ページに続きます第48条、法人町民税の申告納付について、第1項の次に第2項、内国法人が外国の法令により課された外国の法人税等を納付した場合には、国外源泉所得に対する法人税の税率の規定により計算した控除限度額を上限として法人税の額から控除する。

第3項、内国法人との間に連結完全支配関係がある外国の連結個法人、特定外国法人が外国の法人税等を納付した場合には、国外源泉所得に係る各事業年度の所得に対する控除限度額を上限とし、株式の持ち分に応じ、法人税の額から控除する規定を追加し、第2項から第7項を繰り下げ、第4号から第9号と整備をするほか、引用条文の整備を行うものです。

7 ページから9 ページに続きます第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、第1項の次に第2項、第48条第7項の読みかえ規定で、延滞金の計算期間について、調査の結果、申告内容と異なることが発見された場合、次に第3項、第50条第4項の読みかえ規定で、延滞金の計算期間について、調査の結果、申告内容と異なることを発見した場合、第

1項の計算方法を適用することとするものです。この追記によりまして、第2項を第4号に繰り下げ、次に第5項及び第6項を追記するものです。

第5項は第2項で説明しました法人町民税の連結法人に該当させる読みかえ規定を、第6項は第3項で説明した法人町民税の連結法人に該当させる読みかえ規定をそれぞれ整備し、このほか、文言の整備を行うものです。

続きまして、第54条、固定資産の納税義務者については、引用条文の整備をするものです。

9ページから11ページに続きます附則第3条の2、延滞金の割合等の特例、第4条納期限の延長に係る延滞金の特例については、本改正に伴う引用条文及び文言の整備をするものです。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合については、固定資産における課税標準の特例措置、わがまち特例を定めていますが、法律改正にあわせ、特例率を参酌し、課税標準の割合の変更及び引用条文の整理をするほか、第3項を削除し、改正前第4項から第7項を繰り上げ、第3項から第6項に新たに第7項、津波防災地域づくりに関する法律で規定する指定避難施設避難用部分の特例率を3分の2、第8項の次に第9項、第7項を有する家屋、協定避難家屋の特例率を2分の1、第10項は第7項に係る指定避難用償却資産の特例率を3分の2とするもの、次に改正前第9項から第11項を繰り下げ、第11項から第13項に、第13項の次に新たに第14項、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備、第15項、地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備、第16項、バイオマスを変換する特定再生可能エネルギー発電設備を追記し、それぞれの特例率を3分の2、第17項、特定太陽光発電設備、第18項、特定風力発電設備、それぞれの特例率を4分の3とし、次に改正前12項から19項を繰り下げ、第19項から第26項と条文を整備するものです。

13ページから16ページに続きます附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告については、法律改正に伴い引用条文の整理をするほか、16ページ、第12項、バリアフリーが行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置が創設されたことに伴う申告の規定を追記するものです。

17ページから20ページに続きます附則第11条、土地に対して課する固定資産税の特例、附則第11条の2、土地の価格の特例、附則第12条、宅地の固定資産税の特例、附則第13条、農地の固定資産税の特例、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例については、特例措置を3年間延長し、平成32年度までとするものです。

次に、21ページ、改正附則の施行期日は、平成30年4月1日からとするものです。

改正附則第2条は町民税に関する経過措置で、第52条で追記した規定は平成29年1月1日以

後に申告書の提出期限が到来する法人町民税に係る延滞金について、適用するものとするものです。

改正附則第3条は、固定資産税に関する経過措置で、第1項、別段の定めがあるものを除き、平成30年度以後の年度分から適用し、29年度分までは従前の例によるものとするもの。

第2項、附則第10条の2、わがまち特例で、平成28年4月1日から平成30年3月31日の間に取得した改正前地方税法附則第15条第2項に規定する公共の危害防止のために設置された施設、設備の特例率の適用を従前の例によるものとするもの。

第3項、平成24年4月1日から平成30年3月31日の間に取得した雨水貯留浸透施設の特例率の適用を従前の例によるものとするもの。

第4項、平成27年4月1日から平成30年3月31日の間に取得した協定避難家屋の特例率の適用を従前の例によるものとするもの。

第5項、平成27年4月1日から平成30年3月31日の間に取得した津波防災管理協定に係る避難用に供する償却資産の特例率の適用を従前の例によるものとするもの。

第6項、平成28年4月1日から平成30年3月31日の間に取得した特定再生可能エネルギー発電設備の特例率の適用を従前の例によるものとするもの。

第7項、平成27年4月1日から平成30年3月31日の間に新築した特定市街化区域、農地の関係者の当該旧農地に係る固定資産税額については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は承認されました。

ここで、10分間の休憩をします。

（午前10時59分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第7、議案第3号 御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化工事請負契約の締結についてを議題とします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第3号 御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。

本案は御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いをするものでございます。

防災行政無線デジタル化事業につきましては、平成28年度に親局操作卓のデジタル化工事を行い、その際、指名競争入札を行い、スイス通信システム株式会社が工事を行っております。本年度の子局15局のデジタル化及び改修工事にあたっては、同社が親局のデジタル化整備を行っており、子局との互換性の懸念もなく確実な整備ができること、機能についての責任の所在が明確となること、また昭和62年度から当町の既存施設にかかわり、長年保守作業も行っており、地形や電波状況も把握しており、迅速かつ安定し、確実、正確な設備の更新が期待できることから随意契約といたしました。

契約の金額といたしましては5,724万円、うち消費税額は424万円です。

契約の相手方は、千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社代表取締役、平野恒次でございます。

工期につきましては、議決をいただいた日の翌日から平成31年3月15日までとしております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第8、議案第4号 財産の交換についてを議題とします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第4号 財産の交換についてご説明いたします。

初めに土地の位置についてご説明いたしますので、2枚目の図面をご覧ください。

御宿中学校に接している町道0202号線は通学路となっておりますが、国道128号線交差部は幅員が4メートル程度と狭いので、安全性、利便性を確保するため、通路を拡幅する事業を平成27年度から進めてまいりました。

今回、交換する土地につきましては、道路用地として国道128号線に接するピンク色に着色した部分の土地が必要であるため、土地所有者と交渉したところ、隣接地である黄色に着色した部分を含む町有地との交換を希望されました。このことから、平成29年度に土地の不動産鑑定評価を実施し、交渉を進めてきました。

このたび黄色に着色した部分の町有地と交換することで協議が調いましたので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、議案の内容についてご説明いたしますので、1枚目の議案をご覧ください。

交換に供する財産の種類は土地、所在地と地籍は御宿町新町字浅間下419番1のうち211.06平方メートル、価額は287万416円、1平方メートル当たり1万3,600円です。交換により取得する財産の種類は土地、所在地と地籍は新町字浅間下419番13のうち68.06平方メートル、価額は175万5,948円、1平方メートル当たり2万5,800円です。

交換理由としましては、町道0202号線道路用地として取得するものです。

交換の相手方は、千葉県夷隅郡御宿町森町419番地13、田中捷夫氏です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 8番、土井です。

この道路につきましては、今説明したとおり、子どもたちの交通路、安全ということで、やむを得ないと思いますけれども、都市計画道路がここに16メートルの計画があるわけです。その辺のコンセンサスを皆さんで持つておかないと、今後またこの黄色の部分を買収しなきゃいけないという事態が起こりかねないということなんですね。

その辺をこれは都市計画道路計画というのはかなり大規模な計画ですので、町長の所見を聞きたいのですけれども、これはやるのか、やらないかという問題でなくて、その辺も考慮に入れておかないと、また買収するという事態が起こり得るものですから、私はこういう社会情勢から見て、今後こういうことは都市計画道路はつくること自体なかなか難しいのかなという、高齢化社会でさらに人口が減る中で、余り必要性を感じていないんですけれども、町長、いかが考えますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘のとおり、御宿町は都市計画を持っておりまして、この関係する土地が都市計画道路に関係しております。

そういうことで、将来的に可能であれば、当然都市計画道路をやっていかなくちゃいけないと思いますが、現実として、まず第一に現在中学校に通う子どもたちの交通上の安全を確保するというので、このたびこのような事業についてご提案をさせていただきました。なかなか都市計画の実施につきましては、非常に難しい部分もございますが、計画がございますので、それは念頭に置きつつ今回のご提案をさせていただいた次第です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9、議案第5号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第5号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてご説明いたします。

本条例案は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の一部が平成30年4月1日から施行されたことにより、これまで都道府県が行っていた居宅介護支援事業者の指定に関する事務が市町村へ権限移譲されたため、事業者の指定基準等を町条例として定めるものであり、厚生労働省令で定められた基準及び千葉県の指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準等を定める条例をもとに作成いたしました。

なお、前述の整備法では、経過措置として法の施行日から1年間においては、市町村が条例を施行するまでの間は、都道府県の条例をもって基準とみなすこととされています。

それでは、お手元の条例案に沿って説明をさせていただきます。

第1条から2ページの第3条までは、第1章、総則となっています。

第1条は、本条例の趣旨を定めるものです。

第2条は、事業者の資格を定めるものです。

第3条は、指定居宅介護支援事業者とその事業を行う者についての基本方針を定めるものです。

2ページ中段の第4条及び第5条は、第2章として人員に関する基準を定めています。

第4条は、指定居宅介護支援事業所には常勤の介護支援専門員を1名置かなければならないこと、第5条は、指定居宅介護支援事業所には管理者を置かなければならないことやその管理者の資格等について規定しています。

3ページの第6条から13ページの第31条までは、第3章、運営に関する基準として、指定居宅介護支援事業者が行う事項等について定めています。

第6条は、8つの項により構成されており、指定居宅介護支援事業者の利用申込み等に行わなければならない説明や同意を得なければならない事項について規定しています。

4ページの第7条は、介護支援提供拒否の禁止、第8条は、サービス提供が困難である場合の対応、第9条は、被保険者の受給資格等の確認、第10条は、被保険者の要介護認定に係る申請、更新への援助義務について規定しています。

5ページの第11条は、介護支援専門員の身分証明書の携行について、第12条は、利用料等の受領について、第13条は、利用料受領の際の証明書の交付について、第14条は、医療との連携配慮や自己評価など支援事業者が基本とする方針について規定するものです。

第15条は、居宅介護支援の具体的な方針について規定したもので、居宅サービス計画の策定は介護支援専門員によること、また計画の作成、実施に際して介護支援専門員や事業者が行わなければならない事項など、30の号で構成しています。

9ページに移ります。

9ページの第16条は、支援事業者が行った法定代理受領サービス等の報告事項について、第17条は、利用者がほかの居宅介護支援事業者の利用を希望する場合の必要書類の交付について、第18条は、居宅介護支援事業者が町へ報告しなければならない利用者の情報に関し定めるものです。

10ページの第19条は、支援事業所の管理者の責務、第20条は、支援事業者が整備する運営規程、第21条は、勤務体制について、第22条は、設備や備品等の整備について、第23条は、事業者の従業者への健康管理について規定しています。

11ページをご覧ください。

第24条は、運営規程などの重要事項についての掲示義務について、第25条は、支援事業者の利用者等の秘密保持について、第26条は、虚偽や誇大広告の禁止について、第27条は、居宅サービス事業者等からの利益の収受の禁止について、第28条は、苦情を受けたときの対応方法について定めるものです。

12ページ中段からの第29条は、居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合の対応について、第30条は、経理や会計の方法について、第31条は、指定居宅介護支援事業者が記録しなければならない事項や記録の保存期間について規定しております。

13ページの第32条は、基準該当居宅介護支援の事業、これは一定の基準を満たしてはいるが、指定をされていない居宅介護支援事業者が行う介護支援事業を指すものとなりますが、この事業者の人員及び運営に関する基準については、第3条と第2章及び第28条第6項、第7項を除く第3章の規定を準用する旨を規定したものです。

第33条は、委任に関する事項となっております。

本条例の施行期日は、公布日からとなります。ただし、第15条第20号の規定は、平成30年10月1日からの施行とさせていただきます。

この第15条第20号には、居宅介護サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を定める場合は、その利用の妥当性を検討する等がうたわれている条項になりますが、該当する厚生労働省令が10月1日から施行されるため、当該条文の施行日を政令の施行日とするものです。

また、附則第2条の経過措置は、第5条第2項の規定について、3年間経過措置を設けるものです。第5条第2項は、同条第1項で定める指定居宅介護支援事業者の管理者は、主任介護支援専門員でなければならない旨の規定ですが、平成30年1月18日に公布された厚生労働省令と同様に、平成33年3月31日までの間は介護支援員を同条第1項に規定する管理者とすることができる旨の経過措置を設けるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第10、議案第6号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) それでは、議案第6号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

本案につきましては、旅館業法が改正され、ホテル営業と旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業となったことから、職員の給与条例に規定をされた当該部分について、所要の規定の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表にてご説明をさせていただきますので、ご覧をいただきたいと思っております。

別表第4ですが、条例第21条の4に規定する災害派遣手当の額を定めるものであり、別表第4の備考中「第2条に規定するホテル営業又は旅館営業」を「第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業」に改めるものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行することとするものです。

よろしく願いをいたします。

○議長(大地達夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は提案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第11、議案第7号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長(齋藤 浩君) 議案第7号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、御宿町税条例等の一部を改正するものです。

主な改正内容は、個人住民税における非課税の限度額、給与所得控除、基礎控除の見直し、大法人の法人町民税、電子申告の義務化、たばこ税の課税方式及び税率の見直しを行うため、御宿町税条例等の一部を改正するものです。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条関係、1ページをご覧ください。

第23条、町民税の納税義務者については、引用条文を明確化するほか、文言の整理をするものです。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲については、第1項第2号で障害者、未成年者、寡婦等の非課税措置の限度額を125万円から10万円引き上げ135万円に、第2項で控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備及び均等割が非課税となる限度額を10万円引き上げるものです。

2 ページ、第34条の2、所得控除については、基礎控除額の適用を所得要件2,500万円以下とするものです。

第34条の6、調整控除については、調整控除額の適用の所得要件を2,500万円以下とするもの及び文言の整理をするものです。

3 ページ、第36条の2、町民税の申告については、町民税の申告者の文言の整理及び配偶者特別控除を受けようとする場合の規定の明確化をするものです。

4 ページ、第48条法人の町民税の申告納付については、資本金または出資金が1億円超の内国法人等に対し、納税申告書等の書類提出について、町税関係手続用電子情報処理組織を使用して行わなければならない規定を整備するほか、文言の明確化をするものです。

5 ページ、改正前第92条町たばこ税の納税義務者を第92条の2とし、新たに第92条製造たばこの区分を定め、製造たばこの区分に新たに加熱式たばこの区分を創設するものです。

第93条の2、製造たばことみなす場合については、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品またはこれらの混合物を充填したものを一定の販売業者から売り渡しされたもの等に関し製造たばことみなして、製造たばこの区分の加熱式たばことする規定を創設するものです。

6 ページ、第94条たばこ税の課税標準については、第1項、第2項については、加熱式たばこ創設による文言の整理、現行紙巻きたばこ以外の製造たばこについては、重量をもって紙巻きたばこの本数に換算することとされていますが、第3項、加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数の換算方法については、重量と定価を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、第1号、加熱式たばこの重量の1グラムをもって紙巻きたばこの1本に加算した紙巻きたばこの本数に0.8を乗じた本数と、第2項、加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって、紙巻きたばこの0.5本に換算した紙巻きたばこの本数に0.2を乗じた本数と、第3項、加熱式たばこの紙巻きたばこ1本分の金額を算定する規定で、(ア) 売り渡し、小売り定価の金額と(イ) 国並びにたばこ特別税及び地方のたばこ税等の1本当たりの税額との合計額が60%の金額をもって、紙巻きたばこの0.5本とする換算方法で換算した紙巻きたばこの本数に0.2を乗じた本数の3種類の合計と規定するものです。

第4項については、加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの本数に方法を規定する文言の整理。

8 ページ、第5項については、加熱式たばこの重量を割り出す計算は、加熱式たばこの品目ごとの重量換算を行うものとするものです。

第6項については、加熱式たばこの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数があったとき

は、端数を切り捨てる規定の整備をするものです。

第7項については、加熱式たばこの小売り定価から紙巻きたばこの本数に換算する場合の計算方法で、売り渡し等における加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの金額と加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額の合計を紙巻きたばこの本数に換算する方法とするものです。

第8項については、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの小売り定価、または紙巻きたばこの1本のコストに相当する金額に1銭未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとするものです。

第9項については、第3項の3種類の合計で得た加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算したとき、1本未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとするものです。

第10項については、これらの規定の適用に関し必要事項は、施行規則で定めるものとするものです。

第95条、たばこ税の税率については、1,000本につき5,262円を5,692円とするものです。

9ページに続きます第96条、たばこ税の課税免除については、製造たばこの区分の創設による引用条文の整理をするものです。

第98条、たばこ税の申告納付の手続については、文言の整理をするものです。

10ページ、附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲について、所得割が非課税となる限度額を10万円引き上げる規定の整備をするものです。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、租税特別措置法の改正に伴う引用条文の整備を行うものです。

11ページ、第2条関係ですが、第94条、たばこ税の課税標準については、加熱式たばこの課税方式の見直しによる急激な税負担の変化が予測されることから、段階的に移行していくこととされています。これを受け、第1号の乗ずる割合を0.8を0.6に乘じた本数と、第2号の乗ずる割合、0.2を0.4にして乗じた本数と、第3号の乗ずる割合、0.2を0.4にして乗じた本数の3種類の合計とする規定の整備をするものです。

附則第10条の2、わがまち特例については、地方税法改正に伴う引用条文の整備を行うものです。

13ページ、第3条関係ですが、第94条、たばこ税の課税標準については、第2条で改正しました第1号の乗ずる割合を0.6を0.4にして乗じた本数と、第2号の乗ずる割合を0.4を0.4にして乗じた本数と、第3号の乗ずる割合、0.4を0.6にして乗じた本数の3種類の合計とする規定の整備をするほか、引用条文の整理をするものです。

14ページ、第95条、たばこ税の税率については、たばこ税の税率を1,000本当たり5,692円から6,122円とするものです。

15ページ、第4条関係ですが、第94条、たばこ税の課税標準については、第3条で改正しました第1号の乗ずる割合、0.4を0.2にして乗じた本数と、第2号の乗ずる割合、0.6を0.8にして乗じた本数と、第3号の乗ずる割合、0.6を0.8にして乗じた本数の3種類の合計とする規定の整備をするほか、引用条文の整理をするものです。

16ページ、第95条、たばこ税の税率については、たばこ税の税率を1,000本当たり6,122円から6,552円とするものです。

17ページから19ページに続きます第5条関係ですが、第93条の2、製造たばことみなす場合、第94条、たばこ税の課税標準について、加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの1本当たり換算する方法が5年目の経過措置終了となることから、文言の整理をするものです。

20ページ、21ページに続きます第6条関係ですが、平成26年改正規定の改正で、軽自動車の種別割、環境性能割の規定が平成31年10月1日まで延長されたことに伴う条文の整理をするものです。

22ページから24ページに続きます第7条関係ですが、平成27年改正規定の改正で、旧3級品の紙巻きたばこに係る経過措置の期間を半年延長する条文の改正及び文言の整理をするほか、第13項で規定する旧3級品の紙巻きたばこに係る税率を1,000本につき1,262円を1,692円と改めるものです。

第14項表中の期間の変更についても、第5項、手持品紙巻きたばこの申告、第6項、申告書に基づく税金の納付をそれぞれ半年間延長するものです。

次に、25ページ、改正附則第1条第1号は、個人の町民税の非課税の範囲の控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定、町民税の申告の配偶者特別控除を受けようとする場合の町民税の申告を不要とする規定、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の租税特別措置法の改正に伴う条項の整理については、施行日を平成31年1月1日とするものです。

第2号は、条立て第2条関係におけるわがまち特例の地方税法改正に伴う条項の整理については、施行日を平成31年4月1日とするものです。

第3号は、条立て第2条関係における加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する率の変更、条立て第6条関係における軽自動車の種別割、環境性能割、改正規定の延長に伴う条文の整理については、施行期日を平成31年10月1日とするもの。

第4号は、町民税の納税義務者及び法人の町民税の申告納付の文言の整理、大法人に対する電子申告の義務化については、施行期日を平成32年4月1日とするもの。

第5号は、条立て第3条関係における加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する率の変更については、施行期日を平成32年10月1日とするものです。

第6号は、個人の町民税の非課税の範囲の障害者、未成年者、寡婦等の非課税限度額を125万円から10万円引き上げ、135万円、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備及び均等割が非課税となる限度額が10万円の引き上げ、基礎控除額に2,500万円以下の所得要件を追記するもの、調整控除の調整控除額に2,500万円以下の所得要件を追記するもの及び文言の整理については、施行期日を平成33年1月1日とするものです。

第7号は、条立て第4条関係における加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する率の変更については、施行期日を平成33年10月1日とするものです。

第8号は、条立て第5条関係における加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する率の変更については、施行期日を平成34年10月1日とするものです。

次に、改正附則第2条第1項は、町民税に関する経過措置で、前条第1号の規定に関する部分は、平成31年度以後の年度分の町県民税に適用し、平成30年度分までは従前の例によるものとするものです。

第2項は、前条第6号の規定に関する部分は、平成33年度以後の年度分の町県民税に適用し、32年度分までは従前の例によるものとするものです。

第3項は、前条第4号の規定に関する部分は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税、法人及び連結事業の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分については従前の例によるものとするものです。

次に、改正附則第3条、第6条、第8条については、関連がございますので、一括で説明させていただきます。

たばこ税に関する経過措置で第3条、平成30年10月1日、第6条、平成32年10月1日、第8条、平成33年10月1日にたばこ税がそれぞれ20円ずつ引き上げとなります。これ以前に課したたばこ税については、従前の例によるものとするものです。

次に、これも関連がございますが、改正附則の第4条、第7条、第9条につきましては、旧3級品の手持品に係るたばこ税についてですが、それぞれ第2項、申告の期日、第3項、納付期日を記載してございます。第4項については、手持品課税に係るたばこ税の納期限後に納付した、または納入する税金、または納入金に係る延滞金、修正申告、修正申告の納期限後に納

付し、または納入する金額、または納入金に係る延滞金、たばこ税の不申告、不足額等の納付の場合の準用規定を定めております。

27ページ、第5項は手持品に係るたばこ税を販売業者等が販売契約の解除その他やむを得ない理由により御宿町の区域内の営業所の所在する小売り販売事業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合に関する提出書類と申告について記載してございます。

次に、改正附則第5条でございますが、手持品に係る御宿町たばこ税に関する経過措置ですが、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間の延滞金を課せる引用条文の整理をするものです。

この条例の施行期日につきましては、別添の資料に記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

これから1時半、13時30分まで休憩といたします。

（午前 11時57分）

---

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番、伊藤博明君が離席しております。ただいまの出席議員は11名です。

（午後 1時32分）

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第12、議案第8号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 議案第8号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例案は準用しております厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が支援員の資格の明確化と拡大のために改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

今回、改正を行います第10条第3項第4号についてですが、現行条例では放課後児童支援員の資格要件として、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」と規定していますが、法の引用条項が明確にされていないため、定義が不明確であることから、このたび省令に教育職員免許法の該当条文が明記されました。そのため省令と同様に第4号を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」と改正するものです。

また、10号に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認め たもの」を加えます。こちらにつきましても省令の改正に合わせたものとなりますが、一定の実務経験を有する方について、資格要件を拡大するものでございます。

附則として、施行期日を公布の日からとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第13、議案第9号 御宿町出産育児祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) 議案第9号 御宿町出産育児祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例案は御宿町で生まれた第1子から祝金を支給するために町条例を改めるものです。

主な改正内容は、現行では第3子以降の子を出産した方に支給している祝金30万円の支給を第1子の子から10万円の支給と改めるものです。また、支給対象者の明確化や口座振り込みによる支給方法に対応するため、手続期間を考慮した改正をあわせて提案させていただいています。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条の改正ですが、受給資格について改めるものです。今回、改正をしておりますが、現行の規定内容は継承し、受給資格を有する者をより明確にするための改正となっております。見出しを受給権者から受給資格者に改めるとともに、受給資格者については出産した者、またはその配偶者で誕生日において、引き続き1年以上前から御宿町の住民基本台帳に記録され、現に町内に居住している者、また第2項にただいまの第1項に規定する者が出生した子供を養育できない場合は、出生した子と生計同一の方を受給資格者とみなすものとして、これまでの条文を整理をさせていただきました。

第3条は祝金の額を規定するものですが、第3子以降に支給していた祝金を30万円、こちら

を出生した子1人につき10万円と改めるものです。

第4条は振り込みによる支給手続期間を考慮し、申請のあった日を支給決定のあった日としております。

附則として、今年度出生した子から10万円の支給対象とすること、また条例の周知期間を考慮し、平成31年6月30日までに第3子以降の子を出生した場合は従前の例によるとするという経過措置を設けており、改正に伴う今年度の影響は240万円と見込んでおります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第14、議案第10号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第10号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は平成30年4月1日から国民健康保険制度の改正に伴い、千葉県と市町村が運営主体と

なること及び地方税法施行令の一部が改正されたことから、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な内容は、国保の広域化により市町村ごとの所得、人口、医療費水準に応じた国民健康保険事業納付金が算定され、標準的な収納率をもとに、標準保険料率が県から示されました。示された納付金を充足するため、御宿町の所得割の率及び均等割額並びに平等割額の金額の改正、基礎課税額の限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しを行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第2条、課税額については、第2項基礎課税額、所得割額、均等割額、平等割額の合計の限度額を4万円引き上げ、54万円を58万円とするものです。

第3条から第5条の2までにつきましては、医療分の算出する税額を改めるものです。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額については、県より示された標準保険料率を参考にし、100分の6.6を100分の5.6と改めるものです。

第5条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額については、被保険者1人について2万3,000円を1万9,000円に改めるものです。

2 ページに続きます。

第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額については、2号、特定世帯1万2,000円を1万円に、3号、特定継続世帯1万8,000円を1万5,000円に、1号、それ以外の世帯2万4,000円を2万円に改めるものです。

第6条から第7条の3は後期高齢者支援金等を算出する税額を改めるものです。

第6条国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額については、乗ずべき率を100分の2.1を100分の2.4と改めるものです。

第7条の2、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額については、被保険者1人について8,000円を9,000円と改めるものです。

3 ページに続きます。

第7条の3、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額については、2号、特定世帯4,500円を5,000円に、3号、特定継続世帯6,750円を7,500円、1号、それ以外の世帯9,000円を1万円と改めるものです。

第8条から第9条の3は介護納付金を算出する税額を改めるものです。

第8条介護納付金被保険者に係る所得割額については、乗ずべき率を100分の2.1を100分の

1.5と改めるものです。

第9条の2、介護納付金被保険者に係る被保険者均等割額については被保険者1人について1万円を8,000円と改めるものです。

第9条の3、介護納付金被保険者に係る世帯別平等割額については、1世帯の額9,000円を7,000円と改めるものです。

4ページに続きます。

第21条、国民健康保険税の減額、第1項については、第2条の限度額の改正に伴い、金額を54万円から58万円と改めるものです。

続いて軽減に関する部分については、4ページ、第1号は7割軽減の軽減額について記載していますが、ア、医療分1人当たりの均等割額1万6,100円を1万3,300円に、イ、医療分の世帯別平等割額は(2)特定世帯8,400円を7,000円に、(3)特定継続世帯1万2,600円を1万500円に、(1)それ以外を1万6,800円から1万4,000円に改める。ウ、後期高齢者支援金等課税額の均等割額5,600円を6,300円に、エ、後期高齢者支援均等課税額の世帯別平等割額は(2)特定世帯3,150円を3,500円に、(3)特定継続世帯4,725円を5,250円に、(1)それ以外を6,300円から7,000円に改め、オ、介護納付金に係る均等割額7,000円を5,600円に、カ、介護納付金に係る世帯別平等割額6,300円を4,900円に改めるものです。

5ページに続きます。

第2号は5割軽減について記載していますが、まず5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を算定における被保険者の数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円とするものです。

続きまして、軽減額についてはア、医療分1人当たりの均等割額1万1,500円を9,500円に、イ、医療分の世帯別平等割額は(2)特定世帯6,000円を5,000円に、(3)特定継続世帯9,000円を7,500円に、(1)それ以外を1万2,000円から1万円に改め、ウ、後期高齢者支援金等課税額の均等割額4,000円を4,500円に、エ、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は(2)特定世帯2,250円を2,500円に、(3)特定継続世帯3,375円を3,750円に、(1)それ以外を4,500円から5,000円に改め、オ、介護納付金に係る均等割額5,000円を4,000円に、カ、介護納付金に係る世帯別平等割額4,500円を3,500円に改めるものです。

6ページに続きます。

第3号は2割軽減について記載していますが、まず2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を算定における被保険者の数に乗すべき金額を49万円から50万円とするものです。

続きまして軽減額については、ア、医療分1人当たりの均等割額4,600円を3,800円に、イ、

医療分の世帯別平等割額は（２）特定世帯2,400円を2,000円に、（３）特定継続世帯3,600円を3,000円に、（１）それ以外を4,800円から4,000円に改め、ウ、後期高齢者支援金等課税額の均等割額1,600円を1,800円に、エ、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は（２）特定世帯900円を1,000円に、（３）特定継続世帯1,350円を1,500円に、（１）それ以外を1,800円を2,000円に改め、オ、介護納付金に係る均等割額2,000円を1,600円に、カ、介護納付金に係る世帯別平等割額1,800円を1,400円に改めるものです。

第7ページに続きます。

第22条の2、特例対象被保険者に係る申告については、マイナンバーによる情報連携により把握ができるのであれば雇用保険受給資格証明書の提示が不要となることから、文言の整理をするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成30年度以後の国民健康保険税に適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

次に、お手元に議案とは別に資料を配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

軽減の区分ごとの軽減判定所得を現行と改正案別に整理、比較をし、二重線を引いてある箇所が改正するところとなっております。また、第21条に係る医療、後期高齢、介護それぞれの軽減すべき額及び軽減された後の課税額について、現行と改正案別に整理、備考欄に対象条文を記してございますので、ご確認ください。

なお、本改正案につきましては、去る5月28日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認いただきましたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第15、議案第11号 御宿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) 議案第11号 御宿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例案は準用している厚生労働省令、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正をしようとするものです。

省令の改正により、これまで法人とされていた事業の指定基準に地域密着型サービスのうち看護小規模多機能型居宅介護に限っては病床を有する診療所を開設しているものも指定できるとされました。この看護小規模多機能型居宅介護とは、自宅で生活する要介護者がデイサービスやショートステイなどと訪問看護を組み合わせるサービスとなります。省令では、このサービスが医療ニーズの高い要介護者の利用が多く見込まれるサービスであることから改正されたものであり、町条例についてもあわせて改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者を定める第3条に、看護小規模多機能型居宅介護に限っては、「病床を有する診療所を開設している者」を指定の基準に加えるものです。

附則として施行期日を公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第16、議案第12号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 議案第12号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例案は準用している厚生労働省令、指定介護予防支援等の事業及び運営並びに指定介護の予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例について所要の改正をしようとするものです。

主な改正内容は、障害福祉機関や医療機関との連携強化、また公平、中立なケアマネジメントを促進する内容を加えるものです。

新旧対照表をご覧ください。

第3条は基本方針を定めるものですが、第4項に障害福祉制度の相談支援専門員との連携を図るため、指定介護予防支援事業者が連携に努めなければならないものに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者」を加えるものです。

第6条は、指定介護予防支援事業者が利用者の選択に基づく支援サービスが提供できるよう、第2項の指定介護予防事業者が利用者に説明しなければならない事項に、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等の照会を求めることができることを加えております。

また、2ページの第3項は医療と介護予防の連携を図るため、指定介護予防支援事業者が行わなければならない事項として利用者が病院等に入院する場合には利用者等に対し、担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等へ伝えるよう求めなければならないという文言を新たに加えています。同条の第4項以降については第3項の新設に伴う号の繰り下げと引用する項を改めるものです。

3ページをご覧ください。

第30条は指定介護予防支援事業者が行う記録の整備について規定する条ですが、第32条第15号の新設により、引用条文を改めるものです。

第32条は、指定介護予防支援の具体的な取り組み方針を定める条ですが、第1項第9号に「利用者及びその家族の参加を基本としつつ」を加え、介護予防サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を反映させる規定を追加しました。

4ページは第32条第1項に第15号と第23号を新設する改正ですが、第15号は担当職員が主治医等に提供する利用者の情報について規定しています。

また、第23号の改正については前号の第22号の場合に担当職員が行うことを規定するものですが、第22号は利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合、担当の職員は主治医等に意見を求めなければならない旨を規定するもので、第23号ではこの意見を求めた場合には、作成した介護予防サービス計画を主治医等に交付することを定めるものです。

また、第15号、第23号の新設に伴い第15号以降、各号の繰り下げを行っております。

5ページの第34条は字句について改めるものです。

附則として施行日期日を公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第17、議案第13号 御宿町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) 議案第13号 御宿町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例案は介護保険法施行規則の一部改正に伴い、包括支援センターにおける主任介護支援専門員の定義を改めるものです。主任介護支援専門員の資格については、介護保険法施行規則の改正により更新制が導入され、研修を受け、5年に一度の資格更新が必要となっています。そのため、今回町条例についても介護保険法施行規則にあわせ、主任介護支援専門員の定義を改めるため、条例の改正を提案するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項第3号について、介護保険法の施行規則の引用部分を改めるとともに主任介護支援専門員の定義として研修から5年を経過したのものにあつては、5年ごとの更新研修を修了しているものとするものです。

附則として施行期日を公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第18、議案第14号 平成30年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田楨久君） 議案第14号 平成30年度御宿町水道事業会計補正予算案（第1号）についてご説明いたします。

このたび提案いたします補正予算案につきましては、御宿町浄水場の原水流入電動弁の工事と第一配水池水位計の工事を追加するものです。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条、資本的支出でございますが、支出予算の第1款資本的支出、第1項建設改良費に2,053万2,000円を追加し、補正後の資本的支出の総額を4,811万4,000円とするものです。

予算の追加により発生する資金手当てにつきましては、内部留保資金にて収支調整いたします。

補正内容の詳細につきましては、事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水費ですが、1節工事請負費で1,770万2,000円の追加、御宿ダムから浄水場への原水流入量を調節する流入電動弁が正常に閉じた状態にならず、ろ過作業に支障を来すおそれがあることから早急に対応する必要があり、工事費用の追加をお願いするものです。

2目配水及び給水費ですが、1節工事請負費で283万円の追加、第一配水池において配水池の水位を観測する水位計が故障したことから、工事費用の追加をお願いするものです。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。

今回は資本的支出予算に係る補正であることから、有形固定資産の取得に係る支出に影響があり、資金の見込み期末残高は6億5,878万6,491円となる見込みです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第19、議案第15号 平成30年度御宿町一般会計補正予算（第1

号)を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長(田邊義博君) 議案第15号 平成30年度御宿町一般会計補正予算案(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに1,819万1,000円を追加し、補正後の予算総額を37億5,587万3,000円と定めるものでございます。

第2条につきましては、地方債の追加について定めるものでございます。

予算書の内容についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金、1節公共施設維持管理基金繰入金の170万円は、町営野球場において緊急に実施するネットフェンスの整備工事費の財源として追加するものです。

2目活力あるふるさとづくり基金繰入金、1節活力あるふるさとづくり基金繰入金の371万4,000円は、今回補正予算の歳出にて計上させていただいております出産育児祝金事業及び観光施設事業の財源として追加するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の777万7,000円は、収支の不足に対応するため、平成29年度の実質収支額の見込みを勘案した上追加するものです。

21款町債、1項町債、10目災害復旧事業債、1節災害復旧事業債の500万円は、平成30年3月9日の大雨による河川災害の復旧事業費に充当する財源として追加するものでございます。事業メニューは災害復旧事業債を予定し、充当率は100%、借入額のおおむね2分の1が後年度の交付税にて措置されます。

以上、歳入予算に1,819万1,000円を追加しております。

8ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金の10万円は、今年度から施行した御宿町野沢温泉村交流補助金に追加するものです。当初予算では、上限5,000円の10名分を見込んでおりましたが、問い合わせの状況などから今後申請者が増えるものと見込み、10万円を追加するものでございます。

3目財産管理費、11節需用費の17万4,000円は、マイクロバス御宿号の修繕費用でエアコン修理に係る費用を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、11節需用費の15万2,000円は、地域福祉センターの漏水修繕費用でございます。

4目出産奨励費、8節報償費の240万円は、条例改正をご承認いただきました出産育児祝金に係る追加でございます。第1子から第3子の出産に係る今年度の見込みを勘案し、追加計上しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節負担金補助及び交付金の240万円は、国保国吉病院組合病院事業会計負担金に追加するものです。今年度から地域医療の充実に向け、国吉病院が行う千葉大学医学部と連携した寄附口座の開設に伴い、構成団体の負担割合に応じ予算を追加するものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、11節需用費の82万6,000円は、観光パンフレットの増刷等に係るもので、繁忙期を迎え不足が生じる見込みであることから、予算の追加をお願いするものです。

12節役務費の30万円でございますが、海水浴場の開設や伊勢えび祭りの開催情報を中心に、ラジオ等のメディアを活用した情報発信に取り組むものです。

13節委託料の160万6,000円は、観光イベント業務委託及び海水浴場監視業務委託に追加するものです。内容といたしましては、ビーチバレージャパンツアーの誘致及びライフセイバー育成競技大会の開催に係るもので、宿泊客の増加に向け関係団体と協力、連携を図りながら、新たに取り組むものです。

9ページでございます。

7款土木費、5項河川費、1目河川総務費、13節委託料の185万8,000円は、六軒町、砂山下宅地造成工事の際に敷設した排水管の管路の一部移設のための境界画定測量でございます。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、11節需用費の10万円は、県道の舗装修繕に伴う既存消火栓の高さを修正する修繕です。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の20万7,000円は、御宿中学校の生徒活動費補助金で、いすみ郡市春季大会の結果、県大会出場が決定したため、補助金が追加するものです。

5項保健体育費、2目体育施設費、11節需用費の86万9,000円は、御宿台テニス場管理棟の修繕及びB&G体育館トイレの浄化槽補修に係る経費でございます。

13節委託料の49万9,000円は、御宿台テニス場多目的トイレ設置に係る設計委託でございます。

15節工事請負費の170万円は、町営野球場3塁側ネットフェンスの整備工事でございます。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目河川災害復旧費、15節工事請負費の500万円は、今年3月9日の大雨により護岸ののり面が崩落した高山田地先の清水川の災害復旧工事を行うものでございます。

以上、歳出予算に1,819万1,000円を追加しております。

続きまして、第2条の地方債補正についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

地方債の追加でございます。目的は災害復旧事業で内容は河川の災害復旧工事です。また、限度額は500万円、その他の条件はご覧のとおりでございます。事業メニューは災害復旧事業債を予定し、充当率は起債対象経費に対して100%、借入額のおおむね2分の1が後年度の交付税にて措置されます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） ただいま提案された平成30年度御宿町一般会計補正予算案（第1号）の調製方針について伺います。

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業に係る予算が計上されていないことの確認を求めます。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 2018年のメキシコ学生交流プログラムに関する経費は入っておりません。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 9ページの土木の河川総務費について質問します。

私は、今まで3回にわたって一般質問で、この妨害排除等請求事件で質問してまいりました。

そこで、今回和解案か何かわからないですけれども、こういう予算が計上されています。それについて質問します。

まず、この原告と被告、被告は町なんですけれども、この原告の敷地に排水管を無断で敷設

したことを町はまず認めますか、これをまずお答え願います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 無断であるかは不明でございますが、私有地に排水管が敷設されていることは認めております。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） わかりました。

それで、今まで16回ですか、和解というか、裁判所で協議なさってきたわけですけども、ここにきてこういう案を提示したということは、相互に和解案をのんだのか、内諾したのか、その辺についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 和解の決定は議決事項でございますので、現段階では判断しておりません。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 私は、内諾したかという意味なんですけれども、お互いに正式に和解案を取り交わしたかではなくて、打診して、こういうものでどうか、これでいいですかということをお私言っているのであって、それについてはどうですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 和解案といいますか、先方からのご提案というのはありますが、この工事につきましては、今原告の方の土地以外の土地にもヒューム管が入っておりますので、それも取り除きたいということですので、この裁判があってもなくても、この工事は進めさせていただきたいと考えて、ご提案させていただいております。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） わかりました。

それで、去る5月21日に総務委員会で、我々にこういうペーパーを渡されたわけです。

かつてこの案、結局これは和解案を受諾したのかなというペーパーなんですけれども、まずこれは総務委員会に入っている方はわかっているんだと思うんですけども、まず最初に35メートルの排水管を撤去しますよと、以前はモルタル注入で、ここは撤去しませんよということをお再三言っていたはずなんです。これを撤去する。また、その次の上流側も撤去しますよと。そして、今回の敷設する箇所を境界が今度ははっきり確定して新設しますよと、そういう案をお我々に示してくれました。これに相違ありませんか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） これから進める工事については、相違ございません。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） わかりました。

原告もこの辺の内容というか、よくわからないみたい、早く解決したのかなと私は心配しているわけですが、それはわからないよということだったもので、この議場で確認させてもらいました。

私は、昨年6月の一般質問からこの3月まで質問させていただいたんですけども、町民の立場に立ってみると、どうもこの案はなかなかお互いにお金がかかってしょうがないというような意味で、田邊課長はこういう案を提示したからには積算根拠というか、概算はお持ちの上で、町はこのぐらい支出すんだとか、相手方もこのぐらい支出するんだというようなことを含んだ上で、この和解案をのんでいこうかなと、議会に承認が必要ですから、そういうようなことになるかと思うんですけども、まずは提示された35メートル部分の撤去費、その上流の45メートル部分の撤去費、今回新設する新設費、一体幾らかかるのか、教えてもらえますか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 撤去排水管35メートル分につきましてはおおむね30万円、45メートルの撤去につきましては40万円、それと新しく新設する45メートルのポリエチレン管につきましては90万円程度を予定しております。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） わかりました。

実はこれは原告が被告である町がなかなか和解案を提示しない、提示できないのかもしれませんが、実は今年に提示したわけです。多分ご存知だと思うんですけども、この2月14日、町のほうへ提示して、和解案をちょっと読ませてもらいます。

原告は建物を解体、撤去する。原告さんはそういうことを譲歩しています。さらに、その建物を解体しますとその下は、排水管は町が撤去すると、先ほど田邊課長が言ったように、そういうことで30万円ほどかかるということですね。それと、2つの費用はそれぞれ排水管撤去は町、建物解体は原告ですよということで、それは負担すると。

実行には二、三年をめどにやってもらいたいということで、和解案を原告のほうから発出して、なかなかこれが行き詰まってできないことで、裁判所の和解案がなかなか至らないという

ことで、原告は発出してきたわけです。

それで、原告の建物撤去費は150万円とか200万円かかるそうです。さらに、建物が現在32坪あるそうなんですけれども、これは新設しなければならないです。原告は自分の敷地の中に無断で入れた排水管を撤去してもらいたいために2年数カ月を要して、なかなか決まらないから、そういうことで決めたそうです。

私は、こんな町が160万円プラス今回の180万円、340万円、さらに弁護士費用をかけてこういうことを町民の税金ですよ。税金で執行することについて、本当にいろいろなことを検討してくれたのかという正直疑いは持たざるを得ません。だって、あの土地をごめんなさい、入れちゃいました、ごめんなさいと言って、その土地を買わせてもらう、買収させてもらうという言葉でいいんでしょうかね。買収させてもらって、先ほどの0202号線と同じように、その代替の土地と交換する。これでかなりのお金が削減できるわけですよ。

さらに、またもう少しずるく考えれば、管の部分だけその原告にお借りして、毎年お金を支払うと、そんなことだってできるはずなんですけれども、なぜできないのかなと思って、私、お金がないと言われながら、こうしたことを少しでも削減して、ほかの事業に使用する努力をしてもらいたいわけですよ。

私は、これは知らぬと思いますけれども、町民の皆さんにこういう話をしたときに、そうだよな、なるべくそういうこと支出しない方法を考えるべきだよなというのが一般的なご意見ですよ。

それについて、今後は妥結して進めていこうということなんでしょうけれども、一町民の1,000万円近くの負担をかけて、これがなし得るということ自体、私は悲しくて、悲しくて、しようがありませんよ。

私が先ほど話した、この工事も何もやらなくてもできるような方法を考えられなかったということを町長、答えてくださいよ。課長ばかりじゃなくて、町長、これは一番大事なことですよ。すみません。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、土井議員ご指摘いただきました内容につきましては、幾つかの方法がこれまでの過程で検討されてきたと認識しております。そういう中で、このご提案させていただいた案になったと認識しております。そのようにご理解をお願いをいたしたいと思いません。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 町長、私が最後言いたいのは、こういう事件となるような問題、再三私も一般質問で町長に言っていますけれども、これは町長が自ら行って、正直今からでも行って、こういうふうにやっつけようよと、お互いお金をかけないようにしようよということは可能なんですよ。どっぴりと町民と直に膝を交えて話し合えば、いつまでたっても160万円プラス180万円の240万円プラスという180万円ですか、500何万円は支出しなくていいんですよ。これをメキシコ学生プログラムに回してくださいよ。そういう気持ちだったらと私は思うんですけども、町長、会う気ありますか、会ってくださいよ。会えば全然違うんですよ、人は。これを言いたいんですよ。会ってくれますか。会ったってまだ取り返し、逆転の満塁ホームランで変わっちゃいますよ。これは支出しなくてもいいですよ。

最後に一言お願いしますよ。会ってくれますかどうかですよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 短くお答えしますけれども、先ほど冒頭にございましたように、16回にわたる打ち合わせ等をやってきました、町民の立場になって協議した結果がこのようになっております。そういう意味で、かなり最終に近い状況になっておりますので、今は会うことは簡単でございますが、この問題を内容をまた再度検討するとか、そういうことには至らないと思います。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第20、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたしました。

お諮りいたします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、北村昭彦君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（2番 北村昭彦君 登壇）

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は、括弧内のとおりです。

会長、齋藤晟。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、大地達夫様。

請願理由。

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において平成23年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24年度には新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われています。しかし、国民ひとしく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠であります。この制度が廃止されたり、国の負担制度がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養教員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持、向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、政府及び関係省庁宛てに意見書を提出していただきたくお願いを申し上げます。

詳細な内容につきましては、添付の資料のとおりです。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

ただいま提出者、北村昭彦君、賛成者、貝塚嘉軼君、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長(大地達夫君) 発議第3号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(大地達夫君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) なしと認めます。

北村昭彦君、登壇の上、説明願います。

(2番 北村昭彦君 登壇)

○2番(北村昭彦君) 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第3号、平成30年6月15日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。

義務教育国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由については、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(大地達夫君) 発議第3号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を直ちに採決いたします。

発議第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎請願第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第21、請願第3号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、北村昭彦君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（2番 北村昭彦君 登壇）

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第3号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は、括弧内のとおりです。

会長、齋藤晟。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、大地達夫様。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育へ深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。特に御宿町におかれましては、学校用務員の勤務時間拡大、さまざまな教育機器の導入において、学校教育へ多大なるご配慮をいただいておりますことをあわせて感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもたちの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故か

ら復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に平成31年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと思います。

- 1、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境、条件を整備すること。
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、昨今のさまざまな教育課題は教育予算を十分に確保することにより解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

詳細な内容につきましては添付資料のとおりです。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

請願第3号を採択することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

---

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

ただいま提出者、北村昭彦君、賛成者、貝塚嘉軼君、発議第4号 国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに請願とすることに決しました。

---

◎発議第4号の上程、説明、採決

○議長（大地達夫君） 発議第4号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（大地達夫君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

北村昭彦君、登壇の上、説明願います。

（2番 北村昭彦君 登壇）

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。

議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議案第4号、平成30年6月15日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。

国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由については、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 発議第4号を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を直ちに採決いたします。

発議第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長(大地達夫君) 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 平成30年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、初日におきまして日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する緊急質問をいただきまして、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査に関する100条調査特別委員会が設置されました。また、本日私に対する辞職勧告決議案が提出され、可決となりました。一般質問におきましては、議事日程の変更をいただき、議事運営にご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

本定例会におきましては、報告2件、諮問1件のほか15議案についてご審議をいただきましたが、議員の皆様方の慎重なるご審議をいただきまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

これからの観光シーズンを控え、ご来町いただく多くの観光客の皆様にご事故なく御宿の夏を楽しんでいただけますよう努めてまいりますので、どうかよろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げます。また、時節柄議員の皆様方のご健康とご健勝を心よりお祈り申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○議長(大地達夫君) 10番、石井芳清君。

○10番(石井芳清君) 10番、石井です。

先ほど発議第4号であります。意見書の案の中の後段、「御宿町議会」となっております。

ますので、「議」の訂正を求めます。

○議長（大地達夫君） 承知しました。

どうもありがとうございました。

議員各位には慎重ご審議いただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

以上で、平成30年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2時44分）